

保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案の概要

1. 包括移転の対象から除かれる保険契約等

- (1) 保険契約の包括移転において、包括して移転しなければならない保険契約の対象から除かれる保険契約として、保険契約の移転の公告等のときに既に保険事故が発生している保険契約等を定める。[保険業法施行令の一部を改正する政令（以下「平成 17 年改正令」という。）附則第 1 条の 2、第 1 条の 3 第 3 項関係]
- (2) 認可特定保険業者の解散等に係る認可をしない理由とならない保険契約として、解散等に係る認可の申請の日において既に保険事故が発生している保険契約等を定める。[平成 17 年改正令附則第 1 条の 3 第 6 項関係]

2. 合併において異議申立てによる弁済等の対象となる保険契約に係る権利

合併において異議申立てによる弁済等の対象となる保険金請求権等の範囲について、合併の公告のときに既に生じている保険金請求権等に限る旨を定める。[平成 17 年改正令附則第 1 条の 3 第 7 項関係]

3. 保険契約の申込みの撤回等ができない場合

保険契約の申込みの撤回等ができない場合として、申込者等があらかじめ日を通知して認可特定保険業者等の営業所等を訪問し、かつ、当該通知又は訪問の際に自己の訪問が保険契約申込みをするためのものであることを明らかにした上で、当該営業所等において申込みをした場合等を定める。[平成 17 年改正令附則第 1 条の 4 第 2 項関係]

4. 権限の委任

内閣総理大臣から金融庁長官に委任された権限の一部を、認可特定保険業者の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等に委任する。[平成 17 年改正令附則第 5 条の 2 関係]

5. 施行期日等

- (1) 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 51 号）の施行の日から施行することとする。
- (2) 平成 17 年改正法附則において読み替えて準用する保険業法（平成 7 年法律第 105 号）の規定に係る技術的読み替え等、所要の規定の整備を行う。